

主催・共催の講習会等中止の基準

2020年8月10日

公益社団法人日本診療放射線技師会

新型コロナウイルス感染拡大による、日本診療放射線技師会（以下、本会とする）主催または共催で実施する会場型講習会、認定試験等の中止の判断は、各都道府県または地域の実情に合わせて判断することを尊重する。

なお、本基準は中止を判断する場合の基準を示すものであるので参考にされたい。

1. 実技を伴う講習会

1) 中止

実技を伴う講習会については、以下のいずれかの条件を満たした場合は講習会を中止する。

- ①政府により緊急事態宣言が発令され、開催地が特定警戒都道府県に指定された場合
- ②開催地の都道府県知事により独自の緊急事態宣言が発令された場合
- ③開催都道府県において、人口10万人当たりの週平均の新規感染者数が2.5人を超える場合※

2) 中止することができる場合

以下のいずれかの条件を満たした場合は、主催者または都道府県技師会会長の判断で講習会を中止としてよい。ただし、中止する場合は、都道府県技師会会長または本会担当理事、分科会長が事前に本会会長へ報告し、了承を得るものとする。

- ①使用予定の会場が使用できなくなり、代替会場を確保できなかった場合
- ②開催責任者および講師が出席できず、代理の責任者および講師を選任できなかった場合
- ③地方自治体等より自粛要請等を受けた場合
- ④その他、開催に支障を及ぼす事態が発生した場合

2. 実技を伴わない講習会等

1) 中止

実技を伴わない講習会等については、以下のいずれかの条件を満たした場合は講習会を中止する。

- ①政府により緊急事態宣言が発令され、開催地が特定警戒都道府県に指定された場合
- ②開催地の都道府県知事により独自の緊急事態宣言が発令された場合

2) 中止することができる場合

以下のいずれかの条件を満たした場合は、主催者または都道府県技師会会長の判断で講習会を中止としてよい。ただし、中止する場合は、都道府県技師会会長または本会担当理事、分科会長が事前に本会会長へ報告し、了承を得るものとする。

- ①開催都道府県において、人口 10 万人当たりの週平均の新規感染者数が 2.5 人を超える場合※
- ②使用予定の会場が使用できなくなり、代替会場を確保できなかった場合
- ③開催責任者および講師が出席できず、代理の責任者および講師を選任できなかった場合
- ④地方自治体等より自粛要請等を受けた場合
- ⑤その他、開催に支障を及ぼす事態が発生した場合

なお、実技を伴わない講習会等で、Web による開催が可能なものについては企画時に検討することを推奨する。

3. 中止判断の時期は以下のいずれかを考慮する。

- ①受付開始前
- ②使用予定会場のキャンセル料の発生時および増額する前
- ③開催日の 3 週間前

なお、急を要する場合はその限りではない。

※令和 2 年 6 月 19 日付事務連絡「今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について」(厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部)

以上